

○農林水産省令第七十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣 林 芳正

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「及び第五十七」を
「、第五十七及び第六十一」に改め、同表の付表
に次のように加える。

六十一 ベトナムから発送され、他の地域を経
由しないで輸入されるカツチュー種のマンゴ
ウの生果実であつて農林水産大臣が定める基
準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。